

北九州市監査公表第14号
平成27年3月20日

北九州市監査委員	小	村	洋	一
同	廣	瀬	隆	明
同	後	藤	雅	秀
同	三	宅	ま	ゆみ

地方自治法第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人より監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成 26 年度

包括外部監査結果報告書

-公の施設の管理運営及び指定管理者制度について-

平成 27 年 3 月

北九州市包括外部監査人

公認会計士 富下 博文

目 次

第1 監査の概要	1
1. 監査の種類	1
2. 選定した特定の事件	1
3. 特定の事件として選定した理由	1
4. 監査の対象	2
5. 監査の方法	3
6. 監査の実施期間	3
7. 監査実施者	3
8. 利害関係	3
9. 略称等	4
第2 監査対象の概要	5
1. 市のまちづくりに関する基本構想	5
2. 市の行財政改革と公の施設	7
3. 指定管理者制度の概要	9
4. 指定管理者制度に関する規定、市におけるガイドライン等	13
第3 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見	29
1. 監査対象の選定	29
2. 監査の視点	31
3. 監査手続の流れ	32
4. 監査の結果（指摘）及び意見の概要	34
5. 施設別の監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見	38
第4 全庁的な観点からの意見	113
1. 市による提案書の審査及び指定管理者に対する補正の機会の付与について	113
2. 応募・選定に関する更新制の導入検討について	114
3. 利用料金制の積極的な導入及び利用料金減免に対する精算方式の導入について	118
4. 本社経費等に関する計上手法のルール化について	120
5. 指定管理に係る予算と実績の比較検証及びそれを基にした指定管理料水準の見直しについて	124
6. 指定管理者に対するモニタリングの強化及びその文書化について	125

第1 監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第252条の37に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

(1) 監査テーマ

公の施設の管理運営及び指定管理者制度について

(2) 監査の対象期間

原則として平成26年4月1日現在において指定管理者制度を導入している施設に関し、平成25年度の業務等を監査対象とした。ただし、必要に応じて平成24年度以前の過年度及び平成26年度の業務等についても監査対象とした。

3. 特定の事件として選定した理由

北九州市（以下、「市」という。）は、簡素で効率的かつ効果的な行財政運営を推進することにより、活力ある北九州市の実現のための基盤を構築するため、平成26年2月に「北九州市行政改革大綱」を策定している。

この大綱において、人口1人当たりの公共施設保有量は政令市中最大であり、その一部は老朽化が進んでいることなどから、公共施設のマネジメントが必要とされており、市は、平成26年度に専任部署を設け取り組んでいる。

公の施設は、市民サービスの維持向上を目的として設置されており、その管理運営には、有効性や効率性が求められる。また施設の管理については、民間の能力を広く活用することでサービスの向上や経費の削減を目指し、平成15年の地方自治法改正により「指定管理者制度」が導入されている。

市は、行財政改革の柱として民間活力の活用を過去から掲げており、公の施設527施設中275施設（平成26年4月1日現在）に指定管理者制度を導入しているところである。

なお、市は、指定管理者制度の導入に当たり、「北九州市指定管理者制度ガイドライン」「指定管理者候補選定マニュアル」「指定管理者評価マニュアル」等を策定し、適切な制度の運用に努めているところである。

このように、公の施設の管理運営、特に、指定管理者制度の導入後10年を経過し、その導入効果等について、市民サービスの観点及び経費の削減等の観点から点検することは重要であると考える。

そこで、本年度は、公の施設の管理運営及び指定管理者制度に係る事務の執行について、包括外部監査のテーマとすることが相当であると判断した。

4. 監査の対象

市には、平成 26 年 4 月 1 日現在、公の施設が 527 施設あり、そのうち 275 施設 (52.2%) について指定管理者制度が導入されている。

今回、市民に対する影響度を考慮し、施設の利用者が多い施設である施設群（市民会館等の文化施設、総合体育館等のスポーツ施設、小倉城等の観光施設、自転車駐車場等の交通施設、響灘緑地等の公園施設）を選定した。

その上で、選定した施設群から、次の視点に基づき、監査対象とする施設を抽出した。

- ・ 施設を比較対照する観点から、指定管理者の法人形態について、市の出資法人、株式会社、公益法人、特定非営利活動法人（NPO 法人）等の形態を網羅できること
- ・ 監査の独立性の観点から、指定管理者に対し、監査人並びに監査人補助者及び補助者の属する法人が監査等の業務を提供していない法人等であること

監査対象とした施設は、次のとおり、施設数は、17 施設群 111 施設（施設全体の 21%、指定管理者制度導入施設の 40%）である。

【対象とした公の施設の一覧】

No	施設名	施設数	指定管理料 (千円) (注 1)	利用者数 (人) (注 1)	現指定管理者 の法人形態	所管部局
1	市民会館 (門司、若松、八幡)	3	195,517	178,328	共同事業体 (株式会社)	市民文化 スポーツ局
2	戸畑市民会館	1	123,328	126,344	社会福祉法人	市民文化 スポーツ局
3	勤労青少年ホーム (門司、若松、八幡西)	3	74,000	97,522	社会福祉法人 (市出資団体)	保健福祉局
4	子どもの館、子育てふ れあい交流プラザ	2	262,216	1,246,697	NPO 法人	子ども家庭局
5	総合体育館等 37 スポーツ施設	37	534,337	1,292,244	公益財団法人	市民文化 スポーツ局
6	門司体育館等 27 スポーツ施設	27	292,610	695,331	共同事業体 (株式会社)	市民文化 スポーツ局
7	北九州市民球場等 2 スポーツ施設	2	78,878	133,357	株式会社 (市出資団体)	市民文化 スポーツ局
8	本城球場等 3 スポーツ施設	3	59,637	201,521	共同事業体 (株式会社)	市民文化 スポーツ局
9	商工貿易会館	1	70,390	(注 2) 1,118	特別法の法人	産業経済局
10	小倉城 小倉城庭園	2	98,000	179,106	株式会社 (市出資団体)	産業経済局
11	自転車駐車場	22	213,819	1,927,429	公益社団法人	建設局
12	市営駐車場 (注 3)	3	12,542	42,366	公益社団法人	建築都市局
13	自転車貸出し施設	1	4,152	3,073	公益社団法人	建設局
14	門司麦酒煉瓦館	1	—	14,033	NPO 法人	建築都市局
15	響灘緑地 (グリーンパーク)	1	402,896	381,449	共同事業体 (株式会社)	建設局
16	山田緑地	1	61,896	68,432	共同事業体	建設局
17	白野江植物公園	1	52,000	63,474	株式会社	建設局
計 17 施設群		111	2,536,218	6,651,824		

注 1) 指定管理料及び利用者数は、平成 25 年度決算又は年間の実績数値である。

注 2) 商工貿易会館の利用者数は、利用件数である。

注 3) 市営駐車場については、今回の監査対象の 3 施設のうち、平成 25 年度の指定管理対象施設は 1 施設（中央町駐車場）のみであり、指定管理料及び利用者数は中央町駐車場のみの数値である。なお、市営駐車場の利用者数は、利用台数である。

出所：評価結果等を基に監査人作成

5. 監査の方法

(1) 監査要点

詳細は「第3 2. 監査の視点」に記載している。

- ① 【合規性】公の施設に関する事務が法令等に則り適正に行われているか。
- ② 【必要性】現在の公の施設を取り巻く環境を踏まえ、施設の運営、管理の内容が市民等のニーズに合致しているか。
- ③ 【経済性、効率性及び有効性】市の全体最適の視点から、公の施設（指定管理者含む）に関する有効な手段及び内容となっているか。また、事務の執行は効率的に実施されているか。さらに、費用対効果を踏まえた検討が行われているか。
- ④ 【その他】過去に実施された行政監査、包括外部監査等の結果に係る措置等が周知徹底されているか。

(2) 実施した監査手続の流れ

① 概要の把握

市における指定管理者制度の所管部署である行政経営室に対し、概要を把握するため、指定管理者制度導入の状況及び課題等について担当者への質問を行った。

② 監査対象とした公の施設の管理に関する文書等の査閲及び担当者への質問

公の施設の管理に関する事務手続等について、所管部署の担当者への質問及び関連する文書等の査閲を行い、市の条例等への準拠性をはじめ、各監査要点について検討した。

③ 施設の現地調査

公の施設の状況を把握するため、各施設へ行き、管理状況等の現地調査を実施した。

④ 指定管理者における文書等の査閲及び担当者への質問

指定管理者における事務処理、経理処理事業の実施状況等について、指定管理者の事務所へ行き、関係書類を査閲するとともに担当者への質問を行った。

6. 監査の実施期間

平成26年7月10日から平成27年2月24日まで

なお、詳細は、「第3 3. 監査手続の流れ」に記載している。

7. 監査実施者

包括外部監査人	富 下 博 文	公認会計士
補助者	香 野 剛	公認会計士
同	松 尾 潤 一	特定社会保険労務士、行政実務経験者
同	塩 塚 正 康	公認会計士
同	戸 田 真 史	公認会計士
同	和 佐 直	公認会計士
同	山 本 教 貴	公認会計士

8. 利害関係

包括外部監査人及び補助者は、包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

9. 略称等

本報告書中、一部の元号については、次のとおり略称を使用している。

略号	元号	凡例
S	昭和	S62=昭和 62 年
H	平成	H12=平成 12 年

表中の数値については、単位未満を切り捨てており、合計や差引が合わない場合がある。なお、数値がゼロの場合は「—」とし、単位未満の場合及び計算結果がゼロとなる場合は「0」としている。

引用文、表及びグラフの下に、出所を記載している。表及びグラフについては、市からの提供資料等を基に監査人が作成している。

「第3 5. 施設別の監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見」において、各対象施設は、冒頭の「北九州市立」を省略するとともに、「本施設」としている。

第2 監査対象の概要

1. 市のまちづくりに関する基本構想

市は、1963（昭和38）年2月に、小倉、八幡、若松、戸畑及び門司の5市が合併して誕生し、2013（平成25）年2月に市制50周年を迎えている。

1901年に官営八幡製鉄所が操業を開始して以来、工業を中心として発展してきたこと及び公害を克服してきた歴史を背景に、早くから環境問題にも重点的に取り組んでおり、その結果、環境都市として様々な施策を継続している。

一方で、少子高齢化による人口構成の変化、グローバル化の急速な進展など、市を取り巻く環境は大きく変化し続けており、様々な課題に直面している。

このような環境の変化に適応するため、市は平成20年12月にまちづくりの指針である「北九州市基本構想」及び「北九州市基本計画」（2つをあわせて「『元気発進！北九州』プラン」という。）を策定した。このプランでは、まちづくりの目標を「人と文化を育み、世界につながる、環境と技術のまち」に定め、「1. 人づくり」、「2. 暮らしづくり」、「3. 産業づくり」及び「4. 都市づくり」の4つを基本方針として、まちづくりの目標を実現するための具体的な方策を進めることとしている。

【基本方針-まちづくりの基本的な考え方】

1. 人づくりー多様な人材が輝くまちをつくるー

まちづくりは人づくりという考えに立ち、あらゆる世代の人が能力を発揮できる環境を整え、まちが育んできた豊かな知恵や文化、技術などを後世に継承していきます。

未来を担う子どもたちを安心して生み育てることができる環境づくりに取り組みます。

子どもたちの学力や体力、豊かな心を育み、一人ひとりの可能性を引き出す教育環境を整えます。あわせて、郷土を愛する人材を育成します。

文化や産業などの分野で新たな価値を創造し、発信するため、さまざまな技術や能力を持った幅広い人材が育ち、国内外から集まり、活躍できる環境づくりに取り組みます。

また、地域のさまざまな課題の解決に向けて、活躍をリードする人材を育成するとともに、NPOやボランティア、企業などの活動を支援します。

2. 暮らしづくりー質の高い暮らしができるまちをつくるー

市民一人ひとりが、住んでよかった、ずっと住みたいと思える「暮らし」を実現します。

年齢や性別、障害の有無、国籍、社会的身分、門地などにかかわらず、すべての市民が人権を尊重される「人権文化のまちづくり」を推進します。

また、安全・安心で健康かつ快適な暮らしを実現するため、保健・医療・福祉を充実するとともに、人とのつながりや温かさを実感できる社会をめざし、地域コミュニティをより活性化します。

男女共同参画とワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進し、多彩な生き方や働き方を選択できる環境を整えていきます。

地域の歴史や伝統を大切にし、あらゆる市民が互いの文化を認め合い、対等な立場でともに生きていける「多文化共生」のまちをつくります。

3. 産業づくりー元気で人が集まるまちをつくるー

ものづくり産業のさらなる飛躍とあわせて、サービス産業などの振興を図り、「産業」のすそ野を広げていきます。

知的基盤の充実や研究開発機能の強化などにより、付加価値の高いものづくり産業を実現し、国際競争力を強めます。

また、まちづくりと連携した商業や生活関連サービスの振興、新たなビジネスの創出など、地元中小企業の活性化を総合的に支援します。農林水産業では、商業や工業等との連携によるブランドづくりなど、新たな切り口からの振興を図ります。

まちのにぎわいを創出し、関連する産業の振興を図るとともに、多彩な産業の振興により、若者や女性、中高年齢者などの就業機会を増やします。

4. 都市づくりー便利で快適なまちをつくるー

快適な市民の暮らしや活発な産業活動、人の交流を支える「都市」をつくります。

「街なか」への居住を中長期的に促進しながら、拠点地区の都市機能を強化し、暮らしやすく、にぎわいのあるまちを創出するとともに、本市独自の環境配慮型の都市づくりを進めます。

また、公園や市民センター、生活道路などの整備、公共交通の利用を中心とした交通ネットワークづくりを進めます。

国際物流拠点の形成をめざし、交通・物流ネットワークの強化や必要性の高い都市基盤の整備に取り組むとともに、地震や台風などの災害に強い都市づくりを進めていきます。

出所：『元気発進！北九州』プラン 概要版

2. 市の行財政改革と公の施設

市は、平成 25 年 12 月に議会の議決を得て、「元気発進！北九州」プランの基本計画の見直しを行い、特に重要な 3 つの政策として、「北九州市新成長戦略の推進」「安全・安心対策の推進」及び「行財政改革の推進」を位置付けている。

このうち行財政改革の推進については、昭和 42 年に始まる第一次行政改革以来、継続して取り組まれており、直近では平成 21 年度から平成 25 年度にかけて、「北九州市経営プラン（平成 20 年 12 月策定）」に基づき、実施されてきたところである。

しかし、社会経済状況は刻々と変化しており、市は「元気発進！北九州」プラン及び「北九州市新成長戦略」に掲げる施策等に重点的に取り組むとともに、少子高齢化社会の進展など、多様な行政需要等にも対応していくことが求められており、その財政状況は、更に厳しさを増すことが予想される。

このような状況に的確に対応していくためにも、より一層の「選択と集中」を行いながら、持続可能で安定的な財政の確立、維持に努めていく必要がある。そこで、政策実現の基盤となる行財政運営全般の見直しを行うため、行財政改革大綱を新たに策定している。（平成 26 年 2 月策定）

市は、策定にあたり、市政運営上の会合である北九州市財政改革有識者会議において議論を行い、北九州市行政改革調査会の答申を踏まえた上で、次の 4 つの項目について行財政の方向性を示している。

1. 官民の役割分担と持続的な仕事の見直しの仕組みについて

「民間にできることは民間に委ねる」という考え方にに基づき、これまで市が直接行ってきた業務等を、市が行う必要性やサービス水準、コスト等の視点から十分検討し、行政サービス水準の維持・向上やコスト削減等を図ることができるものは、積極的に民間委託等を進めます。市の取り組む事業等について、現在の行政課題に対する必要性等の観点から点検を実施し、見直し・改善を図ります。加えて、毎年度実施する行政評価により、事業の有効性・経済性・効率性などを検証した上で、予算編成に活用していきます。

2. 公共施設のマネジメントについて

本市は、五市合併の影響等によって他都市と比べて多くの公共施設を保有しており、近い将来、大規模改修や更新に多額の費用が必要になります。そのため、市の将来を見据え、真に必要な施設については整備・更新する一方で、全体の保有量を抑制する観点から、施設の複合化や多機能化を進めるとともに、整備当初の使命が薄れた施設は廃止するなど、選択と集中による公共施設マネジメントに取り組みます。

なお、これらの項目の取組みに当たっては、本市のおかれている現状について広く市民に知っていただき、絶え間ない行財政改革を実施していくことが必要であることを十分に理解していただくことが重要です。また、市民サービスに直接関わるものなどについては、市民や関連団体等に対しより丁寧な説明や意見交換を行いながら、検討を行うこととします。

3. 外郭団体改革について

行政の補完的役割を担う外郭団体については、これまでも外郭団体としての役割を終えているものの廃止や、直営化や民間活用等機能の代替により、団体の統廃合に取り組んできました。

今後も、外郭団体の存在理由を含め、その運営について、「市の政策の一翼を担い、市が直接担うより効果的かつ効率的な事業運営ができ、民間委託等でできない、または適さない」という役割に照らして妥当であるか、絶えず見直しを行っていきます。

4. 簡素で活力ある市役所の構築について

時代・状況の変化に応じ、課題を的確に捉え、絶えず現状維持から現状打破を志向する「課題解決型・成果重視型組織」を構築するとともに、より一層の「簡素で効率的な組織・人員体制」を推進することによって、少数精鋭のもとで、職員の意欲・能力が最大限発揮できる、簡素で活力ある市役所を構築します。

出所：「行財政改革大綱」を基に監査人作成

特に「1. 官民の役割分担と持続的な仕事の見直しの仕組みについて」のうち、官民の役割分担に関する事項において、公の施設の運営方法の方針が定められている。

北九州市経営プランで実施された公の施設の積極的な指定管理者制度の導入をさらに進めるべく、現在直営の公の施設について、指定管理者制度を積極的に導入していくものとなっている。

【北九州市経営プラン（平成20年12月策定）】＜平成21年度～平成25年度＞

2 多様な行政需要に対応しうる行政体制の構築

多様な行政需要に対応し、限られた財源の中で行政サービスの満足度を高めるため、以下の取り組みを行います。

(1) 公民パートナーシップの推進

① 民営化・民間委託等の推進

市が実施する事務事業のうち、市が実施したり、市の直営で行うよりも、民間事業者のノウハウを活かしたサービス向上が見込めるものや経費の節減が図れるものについては、積極的に民営化・民間委託等を推進します。特に、公の施設については、積極的に指定管理者制度を導入し、公共施設等の整備に当たっては、PFIの導入に努めるなど、民間活力を積極的に活用します。

出所：「北九州市経営プラン」

【北九州市行財政改革大綱（平成26年2月策定）】＜平成26年度～＞

Ⅲ 官民の役割分担と持続的な仕事の見直しについて

【持続的な仕事の見直し】

〈官民の役割分担に関する事項〉

(2) 指定管理者制度の新規導入

各々の施設運営における課題等も踏まえたうえで、市民サービスの向上と効率的な運営が図れる場合は、市が直営で運営している施設についても、積極的に指定管理者制度を導入します。

出所：「北九州市行財政改革大綱」

3. 指定管理者制度の概要

(1) 指定管理者制度

指定管理者制度とは、議会の決議を経て指定された民間事業者を含む幅広い団体（これを「指定管理者」という。）に、公の施設の管理を自治体が委ねる制度のことである。

平成 15 年 9 月の地方自治法の改正以前は、公の施設は市が直営するか、外部に管理を委ねるかのいずれかであった。外部に委ねる場合（いわゆる管理委託制度）であっても、相手先は公共団体、公共的団体及び一定要件を満たす市の出資法人に限定されていた。

改正の時期には、それまでと同等の内容、あるいはそれ以上のサービスを提供できる民間事業者等が増加していると考えられること、多様化する住民のニーズに対応するには、民間事業者等の有するノウハウを活用することが有効であることから、平成 15 年 9 月の地方自治法の改正により、管理委託制度が廃止となり、民間事業者等を含めた幅広い団体にも公の施設の管理を委託できるように指定管理者制度が導入されたものである。

【管理委託制度と指定管理者制度の違い】

	管理委託制度	指定管理者制度
管理主体	出資法人、公共団体、公共的団体等に限定	民間事業者を含む法人その他の団体も可（個人は不可）議会の議決を経て指定
管理主体の権限と業務の範囲	(1) 施設の設置者である地方公共団体と、条例に基づく契約により、具体的な管理の事務又は業務の執行を行う。 (2) 施設の管理権限及び責任は、設置者である地方公共団体が引き続き有し、施設の使用許可権限は委託できない。	(1) 施設の管理に関する権限を指定管理者に包括的に委任して管理を行わせるものであり、施設の使用許可も行うことができる。 (2) 施設の設置者である地方公共団体は、管理権限の行使は行わず、設置者としての責任を果たす立場から必要に応じて指示等を行う。
市との法的関係	委託契約	「指定」という行政処分 ※管理の詳細は「協定」により明確にする。

出所：市ホームページ「指定管理者制度とは」を基に監査人作成

指定管理者が行う公の施設の管理とは、施設の設置目的に沿って行われる包括的な管理のことである。清掃、警備、保守などの個別の業務については、指定管理者が直接行うか、あるいは指定管理者から他の業者に再委託するか指定管理者が選択できる。再委託をする場合には、原則として市の承認が必要である。

なお、公の施設の管理に関連する業務であっても次の業務については、その性質から指定管理者に委託できないこととされている。

- 過料の賦課徴収(法 14 条 3 項、15 条 2 項、231 条の 3)
- 使用料の減免(法施行令 158 条)
- 不服申し立てに対する決定(法 244 条の 4)
- 行政財産の目的外使用許可(法 238 条の 4)

なお、指定管理者制度では、管理委託制度でも採用されていた利用料金制が導入されており、地方公共団体が適当と認めるときは、管理する公の施設の利用にかかる料金(以下、「利用料金」という。)を指定管理者の収入として、收受させることができるものとされている。この利用料金制は、公の施設の管理運営に当たって、指定管理者の自主的な経営努力を発揮しやすくし、また、地方公共団体及び指定管理者の会計事務の効率化を図ることが可能となっている。

(2) 市の指定管理者制度の導入状況

市は、早くから行財政改革を推進しており、「民間にできることは民間に委ねる」ことを行財政改革の柱として掲げ、この指定管理者制度を民間活用の一手法として明確に位置づけ、積極的に導入している。

平成 26 年 4 月 1 日現在、市は公の施設 527 施設のうち 275 施設に指定管理者制度を導入している。指定管理者制度の導入状況は次のとおりである。

【指定管理者制度導入施設一覧（平成 26 年 4 月 1 日現在）】

施設名	指定期間(年度)	所管局	監査対象
旧古河鉱業若松ビル	H26～H30	市民文化スポーツ局	
北九州芸術劇場	H26～H30		
響ホール			
門司市民会館	H26～H30		○
若松市民会館			○
八幡市民会館			○
大手町練習場	H26～H30		
旧百三十銀行ギャラリー	H26～H30		
黒崎ひびしんホール	H24～H39		
八幡西図書館			教育委員会
新門司庭球場等 3 施設	H26～H30	市民文化スポーツ局	
総合体育館等 37 施設	H22～H26		○
門司体育館等 27 施設	H22～H26		○
桃園球場等 6 施設	H22～H26		
北九州市民球場等 2 施設	H26～H30		○
的場池球場等 3 施設	H26～H30		
文化記念プール等 3 施設	H26～H30		
本城球場等 3 施設	H22～H26		○
ひびきコスモス運動場	H23～H26		
交通安全センター	H26～H30		保健福祉局
門司勤労青少年ホーム	H23～H27		
若松勤労青少年ホーム			
八幡西勤労青少年ホーム			
新門司老人福祉センター	H26～H30		
年長者研修大学校周望学舎	H26～H30		
年長者研修大学校穴生学舎			
北九州穴生ドーム			
戸畑市民会館	H26～H30	市民文化スポーツ局	○
福祉会館			
ふれあいむら社ノ木デイサービスセンター	H26～H30	保健福祉局	
特別養護老人ホームかざし園	H23～H27		
門司障害者地域活動センター	H23～H27		
小池学園	H24～H28		
小倉南障害者地域活動センター	H23～H27		
戸畑障害者地域活動センター	H24～H28		
総合療育センター	H23～H27		
八幡西障害者地域活動センター	H23～H27		
浅野工芸舎	H23～H27		
若松工芸舎	H23～H27		
北方ひまわり学園	H23～H27		
到津ひまわり学園	H23～H27		
若松ひまわり学園	H23～H27		
引野ひまわり学園	H23～H27		
浅野社会復帰センター	H23～H27		
洞海工芸舎	H23～H27		
八幡東工芸舎	H23～H27		

施設名	指定期間(年度)	所管局	監査対象	
日明リサイクル工房	H23～H27	保健福祉局		
本城リサイクル工房	H23～H27			
障害者スポーツセンター	H24～H28			
東部障害者福祉会館	H26～H30			
西部障害者福祉会館				
点字図書館				
聴覚障害者情報センター				
介護実習・普及センター(福祉用具プラザ北九州)	H26～H30			
子育てふれあい交流プラザ	H26～H30	子ども家庭局		
子どもの館				
小倉母子寮	H22～H26			
八幡母子寮	H22～H26			
母子福祉センター	H26～H30			
児童館(風師児童館等22館)	H26～H30			
児童館(深町児童館等20館)	H26～H30			
おぐまの保育所	H23～H27			
小倉北ふれあい保育所(乳児部)	H23～H27			
小倉北ふれあい保育所(夜間部)				
北方保育所	H23～H27			
古前保育所	H23～H27			
八幡東さくら保育所	H23～H27			
陣原保育所	H23～H27			
千防保育所	H23～H27			
藍島保育所	H26～H30			
第1緑地保育センター	H26～H30			
第2緑地保育センター				
もじ少年自然の家	H25～H29			
玄海青年の家	H22～H26			
かぐめよし少年自然の家	H24～H28			
男女共同参画センター	H23～H27			
東部勤労婦人センター				
西部勤労婦人センター				
北九州市環境ミュージアム	H26～H30		環境局	
北九州市エコタウンセンター	H26～H30			
北九州市響灘ビオトープ	H26～H30			
商工貿易会館	H26～H30		産業経済局	○
北九州テレワークセンター	H25～H29			
北九州国際展示場(西日本総合展示場新館)	H26～H30			
北九州国際会議場				
北九州学術研究都市	H25～H29			
北九州産業技術保存継承センター	H22～H26			
小倉城	H26～H30			○
小倉城庭園				○
水環境館		建設局		
旧九州鉄道本社(九州鉄道記念館)	H25～H29	産業経済局		
関門海峡ミュージアム	H25～H29			
門司港レトロ駐車場				
旧大阪商船				
旧門司三井倶楽部				
門司港レトロ観光物産館				
門司港レトロ展望室				
旧大連航路上屋				
旧門司税関	港湾空港局			
釣り台付き遊歩道(脇田海釣り桟橋)	H26～H30	産業経済局		

施設名	指定期間(年度)	所管局	監査対象	
河内自転車貸出し施設	H26～H30	建設局	○	
自転車駐車場（15か所）	H26～H30		○	
自転車駐車場（7か所）	H26～H30		○	
白野江植物公園	H25～H29		○	
響灘緑地（グリーンパーク）	H26～H30		○	
山田緑地	H26～H30		○	
北九州市ほたる館				
到津の森公園・ひびき動物ワールド	H26～H30			
志井ファミリープール（アドベンチャープール）	H25～H29			
平尾台自然の郷	H26～H30			
市営勝山公園地下駐車場	H26～H30	建築都市局		
市営室町駐車場				
市営天神島駐車場				
市営中央町駐車場	H26～H30		○	
市営黒崎駅西駐車場			○	
市営折尾駅前駐車場			○	
門司麦酒煉瓦館	H25～H29		○	
市営住宅	H26～H30			
門司図書館	H25～H29		教育委員会	
大里分館				
新門司分館				
国際友好記念図書館				
戸畑図書館	H25～H29			
戸畑分館				
若松図書館	H26～H30			
島郷分館				
八幡図書館	H26～H30			
八幡東分館				
折尾分館				
八幡南分館				
門司病院	H21～H30	病院局		

4. 指定管理者制度に関する規定、市におけるガイドライン等

(1) 指定管理者制度に関する規定

指定管理者制度については、次のとおり、地方自治法に規定されている。

【地方自治法における公の施設及びその設置、管理、廃止に関する規定】

(公の施設)

第 244 条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

2 普通地方公共団体（次条第 3 項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第 244 条の 2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の 3 分の 2 以上の者の同意を得なければならない。

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第 244 条の 4 において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。

8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第 244 条の 4 において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

出所：「地方自治法」

市においては、指定管理者制度の円滑な導入・運用に資するとともに、市民サービスの向上、管理運営の効率化及び施設の有効活用を進めていくための指針となるよう、「指定管理者制度ガイドライン」を策定するとともに、指定管理者の選定及び評価に関し、それぞれマニュアルを策定している。策定後も見直しを随時行っており、ほぼ毎年度改訂が行われている。

【市のガイドライン・マニュアル等】

ガイドライン等名	策定（改訂時期）	内容
北九州市指定管理者制度ガイドライン	H17. 1 策定（手引き） H20. 4 ガイドラインに改訂 以後、ほぼ毎年改訂 （最新）H26. 4 改訂分	指定管理者の円滑な導入・運用に資するとともに、市民サービスの向上、管理運営の効率化及び施設の有効活用を進めていくための指針
指定管理者候補選定マニュアル	H19. 8 策定 以後、ほぼ毎年改訂 （最新）H26. 4 改訂分	指定管理者の選定方法、指定管理者候補の選定、選定結果の公表、選定スケジュールについてのマニュアル
指定管理者評価マニュアル	H19. 3 策定 以後、ほぼ毎年改訂 （最新）H26. 4 改訂分	指定管理者の評価方法、評価結果の公表、評価スケジュールのマニュアル

出所：各ガイドライン等を基に監査人作成

(2) 指定管理者制度に関する業務フロー

市では、北九州市指定管理者制度ガイドラインにおいて、次のとおり、業務フローを示し、それぞれの解説を行っている。

【指定管理者制度の導入・運用における業務フロー】

(Plan：計画～選定、Do：管理運営、Check：評価、Action：見直し（改善）)

導入・運用手順		時期
Plan：計画から選定まで		
1 管理のあり方の検討	(1) 公共施設のあり方の検討 (2) 指定管理者制度の導入 (3) 複数施設の一括管理（グループ化）	～5月
2 透明性、競争性の確保	(1) 公募方式の採用 (2) 条件付き公募方式の採用 (3) 選定手続きの例外	
3 業務内容の検討	(1) 業務分担の明確化 (2) 民間ノウハウ等の発揮 (3) 使用許可権限	
4 指定管理者が行う事業	(1) 指定管理者が行うことができる事業 (2) 自主事業の定義 (3) 自動販売機を設置する場合の価格提案方式等について (4) 指定管理者が行う事業の分類（種類、経費負担、収入の帰属等）	
5 利用料金制の導入	(1) 利用料金制とは (2) 導入の検討 (3) 完全利用料金制施設における収益の取扱いについて (4) 利用料金の減免について	
6 指定管理料の設定		
7 課税体系	(1) 消費税について (2) 印紙税について (3) 事業所税について	
8 責任とリスク	(1) リスク管理 (2) 損害賠償責任	
9 指定期間		
10 設置管理条例の改正等	(1) 指定の手続 (2) 業務の範囲 (3) 管理の基準 (4) 利用料金制	6・9月
11 目標管理	(1) 目標管理の重要性 (2) 数値目標 (3) 指定管理者の活動の数値化 (4) 原因・要因分析 (5) 目標設定にあたっての留意点	
12 施設の類型化		
13 選定基準の作成		6月
14 募集要項の作成		6月
15 公募等	(1) 公募の場合 (2) 条件付き公募の場合	6～9月
16 選定		10月
17 指定の議決等	(1) 指定の議決を受ける事項 (2) 議会の議決が得られなかった場合等の措置	12月
18 協定の締結	(1) 協定事項 (2) 協定が締結できない場合 (3) 仮協定の締結について	1～3月

出所：「指定管理者制度ガイドライン」

導入・運用手順		時期
D o : 管理運営の実施		
19 業務の再委託	(1) 再委託の承諾について (2) 地元企業優先発注について	1～3月
20 事業報告書（年度報告書）の提出		4月
21 決算書等の提出		適時
22 利用者アンケート		適時
23 施設の維持管理に係るモニタリング	(1) 書類確認項目 (2) 現地目視確認項目 (3) 協定書等への明記について	
24 経理等事務処理に係るモニタリング	(1) 確認項目について (2) 問題等があった場合について (3) 協定書等への明記について	2～4月
25 指定管理者からの意見聴取		適時
C h e c k : 評価		
26 評価		2～8月
A c t i o n : 見直し（改善）		
	○改善（見直し）点の抽出と適正化 ○市全体でより良い制度への改善を推進	

出所：「指定管理者制度ガイドライン」

導入・運用手順		時期
その他		
27 優秀指定管理者表彰制度		5月～
28 暴力団等の排除		
29 指定管理者に対する監督、指定の取り消し等		
30 予算		7月～

出所：「指定管理者制度ガイドライン」

なお、選定及び評価のスケジュール例は次のとおりである。選定及び評価については、次のページ以降で詳しく説明する。

【選定及び評価のスケジュール例】

《スケジュール（例）》

	選定スケジュール		評価スケジュール
	公募	条件付き公募	
4月	<ul style="list-style-type: none"> ■公募準備 <ul style="list-style-type: none"> ・導入の方針決裁 ■募集準備 <ul style="list-style-type: none"> ・募集要項、仕様書等 	<ul style="list-style-type: none"> □要求水準提示準備 <ul style="list-style-type: none"> ・要求水準及び仕様書等 	○評価作業
5月	<ul style="list-style-type: none"> ⇒公募手続きへ 	<ul style="list-style-type: none"> □検討会(外部有識者のみ) <ul style="list-style-type: none"> ・条件付き公募方式採用の 妥当性審査 	○局評価、表彰推薦
6月			○評価資料提出期限 ○評価に関する検討会議
7月	<ul style="list-style-type: none"> ■公募予定施設一括公告 <ul style="list-style-type: none"> ・HP等 ■募集開始 <ul style="list-style-type: none"> ・募集要項配布、現地説明会等 	<ul style="list-style-type: none"> □申請受付開始 <ul style="list-style-type: none"> ・申請要項配布等 ⇒受付期間:約1ヶ月 	○表彰審査
8月	<ul style="list-style-type: none"> ⇒募集期間:約3ヶ月 	<ul style="list-style-type: none"> □申請締切り □検討会(外部有識者のみ) <ul style="list-style-type: none"> ・ヒアリング ・提案書について適否で審査 	○評価結果確定 ○評価結果通知、公表
9月	<ul style="list-style-type: none"> ■募集締切り 	<ul style="list-style-type: none"> □選定結果通知 	○9月議会 <ul style="list-style-type: none"> ・評価結果の報告
10月	<ul style="list-style-type: none"> ■検討会 <ul style="list-style-type: none"> ・ヒアリング ・提案書を100点満点で審査 	<ul style="list-style-type: none"> ⇒条件付き公募については、選定後、業務内容及び指定管理料を精査し協議の上、決定 	○表彰決定
11月	<ul style="list-style-type: none"> ■選定結果通知 ■常任委員会に報告、公表 	<ul style="list-style-type: none"> □常任委員会に報告、公表 	
12月	<ul style="list-style-type: none"> ■指定の議決 <ul style="list-style-type: none"> ・12月議会 	<ul style="list-style-type: none"> □指定の議決 <ul style="list-style-type: none"> ・12月議会 	
1月	<ul style="list-style-type: none"> ■業務開始準備 	<ul style="list-style-type: none"> □業務開始準備 	
2月			
3月	⇒協定締結		

出所「指定管理者制度ガイドライン」

(3) 指定管理者候補の選定

市は「指定管理者候補選定マニュアル」に、次のとおり、指定管理者を選定するに当たっての基本的な考え方を示している。

【指定管理者選定に当たっての基本的な考え方】

(1) 基本的な考え方

市民の生活レベルはかつてに比べ著しく向上している。文化・スポーツ、観光、福祉・医療、教育などの各分野でそれに見合った行政サービスを提供するためには、行政の力だけでは難しくなっており、民間の行政経営への参画が不可欠である。その一つとして、指定管理者制度は、公の施設の管理運営において、民間のノウハウを活用することで、市民サービスの向上と経費の低減等を図るものである。

したがって、指定管理者の選定に当たっては、施設の設置目的や多様化する住民ニーズに応じて、地方公共団体自身がどのような管理運営が望ましいと考えているのかを明らかにしておかなければならない。

また、公の施設は、その設置目的や機能が様々であり、指定管理者に求められる役割も多岐にわたっていることから、施設の特性や指定管理者に求められる役割に応じた選定を行う必要がある。

さらに、選定基準や選定結果については公表し、選定の合理性、透明性及び公平性を確保するとともに、市民に対しての説明責任を果たし、指定管理者制度に対する理解と協力を得ることが重要である。

出所：「指定管理者候補選定マニュアル」

ア. 審査の視点及び審査項目・審査の際のポイント

① 審査の視点

市は、指定管理者の候補の選定に当たって、指定管理者としての適格性に加え、指定管理者制度の主な目的が「施設の設置目的の達成（市民サービスの向上など）」と「経費の低減」であること、及び、公の施設として適正な管理運営が求められることから、次の視点で行うこととしている。

【指定管理者候補の審査の視点】

視点1：指定管理者としての適格性はあるか。

視点2：管理運営計画は適確であるか。

(1) 施設の設置目的が十分に達成できる内容であるか【有効性】

(2) 経費の低減が図られる内容であるか【効率性】

(3) 公の施設に相応しい適正な施設の管理運営が確保できる内容であるか【適正性】

出所：「指定管理者候補選定マニュアル」

② 審査項目・審査ポイント

審査の視点に基づく審査項目及び審査の際のポイントを、次のとおり定めている。

【審査項目・審査ポイント】

視点1 指定管理者としての適性

項目1 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針

[ポイント]

○応募団体が、市の当該分野における基本的な政策や計画、あるいは施設の設置目的や性格等を十分に理解した上で、それらに適合した管理運営（指定管理業務）に対する理念や基本方針を持っているか。

項目2 安定的な人的基盤や財政

[ポイント]

○長期間安定的な管理運営（指定管理業務）を行っていただくだけの人的基盤や財政基盤等を有しており、又は確保できる見込みがあるか。

項目3 実績や経験など

[ポイント]

- 応募団体が同様、類似の業務の実績を有しており、成果を上げているか。
- 応募団体が施設の管理運営(指定管理業務)に関する専門的知識や資格、経験を十分に有しており、熱意や意欲を持っているか。
- 複数の団体が共同して一つの応募団体となっている場合、それぞれの責任分担等が明確になっているか。

視点2 管理運営計画の適確性

【有効性】

項目1 施設の設置目的の達成に向けた取組み

[ポイント]

- 施設の管理運営(指定管理業務)に係る事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮し、施設の設置目的に沿った成果が得られるものであるか。
- ※この場合、選定対象者は「活動の実施状況【アウトプット】」(利用者数等)や「活動により創出される効果及び波及効果【アウトカム】」(地域住民の教養水準の向上)を示す数値を設定する。それに基づき、選定対象者のこれまでの実績等を踏まえて比較を行う。
- 利用促進を目的としている施設の場合、施設の利用者の増加や利便性を高めるための実施可能な提案があるか。
- 複数の施設を一括して管理する場合、施設間の有機的な連携が図られる提案があるか。
- 施設の設置目的に応じた営業・広報活動に関する効果的な提案があるか。

項目2 利用者の満足向上

[ポイント]

- 利用者の満足が得られるよう十分に考えられているか。
- 利用者の意見を把握し、それらを反映させる仕組みを構築しているか。
- 利用者からの苦情に対する対策が十分に考えられているか。
- 利用者への情報提供が図られるよう十分に考えられているか。
- その他サービスの質を維持・向上するための具体的な提案がなされているか。

【効率性】

項目3 指定管理料及び収入

[ポイント]

- 指定管理業務に係る費用(指定管理料)が最小限に抑えられているか。
- 収入が最大限確保される提案であるか。
- 完全利用料金制の場合、市に対して収益の一部を納付する提案があるか。

項目4 収支計画の妥当性及び実現可能性

[ポイント]

- 収支計画が妥当かつ、実現可能な提案であるか。
- 経費の配分は適切であるか。
- 積算根拠は明確であるか。
- 再委託が適切な水準で行われているか。

【適正性】

項目5 管理運営体制など

[ポイント]

- 施設の管理責任者、管理体制が明確に示されているか。
- 施設の管理運営(指定管理業務)にあたる人員の配置が合理的であるか。
- 施設の管理運営(指定管理業務)にあたる人員が必要な資格、経験などを有しているか。
- 職員の資質・能力向上を図るよう考えられているか。
- 地域の住民や関係団体等との連携や協働による事業展開が図られるものであるか。

項目6 平等利用、安全対策、危機管理体制など

[ポイント]

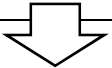


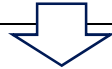
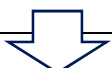
- 施設の利用者の個人情報を守るための対策が十分に考えられているか。
- 利用者を限定しない施設の場合、利用者が平等に利用できるよう配慮されているか。
- 利用者が限定される施設の場合、利用者の選定が公平で適切に行われるよう配慮されているか。
- 日常の事故防止などの安全対策や事故発生時の対応などが十分に考えられているか。
- 防犯、防災対策や非常災害時の危機管理体制などが十分考えられているか。

出所：「指定管理者候補選定マニュアル」

イ. 業務フロー

市は、「指定管理者候補選定マニュアル」に、次のとおり、選定作業フロー図を示している。

【選定作業フロー図】

項目		内容	行政経営室への協議 又は合議
所管局	施設の類型化	施設類型Ⅰ～Ⅳのどこに分類されるかを決定(募集毎に検討し決定)	有
	 選定基準の作成	以下を踏まえ選定基準を作成 ① 施設分類ごとの配点表 ② 施設の目的・機能 ③ 審査項目 ※必要に応じて審査項目の加除修正、配点の変化など	有
	 検討会開催の準備	開催要綱の制定 構成員は下記のとおり ○職員以外の者 ○施設の管理運営に利害関係のない者 ○応募団体と利害関係を有しない者	有
			
検討会	学識経験者等による検討	選定基準に基づき審査を行う。 ※意見を付与することができる ※条件付き公募方式採用施設については、事前にその妥当性について審査を行う	/
所管局	 指定管理者候補の決定	検討会の検討結果を参考に、市(所管局)が決定	有
	 選定結果の公表	○選定結果の通知 ○各所管局のHPで選定結果を公表 ○総務企画局行政経営室のHPで一覧表を公表 ○議会への情報提供	/

出所：「指定管理者候補選定マニュアル」

① 施設の類型化

指定管理者の選定に際しては、指定管理者に求められる役割や施設の特徴を踏まえた選定を行う必要がある。所管局は、所管施設が次の分類に基づき、Ⅰ～Ⅳのどこに分類されるか、指定管理者の募集前（方針決裁時）に総務企画局行政経営室と協議の上、決定する。

【施設分類】

指定管理者の業務の内容に応じた分類

分類名	考え方
事業実施型	主にサービスの提供が指定管理業務である施設
施設管理型	主に施設の維持管理が指定管理業務である施設

※上記の分類を原則とし、施設及び指定管理者に求める役割の変化に応じた評価配分の変更を行うため、さらに以下の分類を検討する。

施設及び指定管理者に求める役割の変化に応じた分類

分類名	考え方
事業実施型	事業実施型のうち、特に効率性を重視した事業実施が求められる施設は、効率性の配分を増やす
施設管理型	施設管理型のうち、特に有効性を重視した施設管理が求められる施設は、有効性の配分を増やす

		①業務内容に応じた分類	
		事業実施型	施設管理型
②求める役割に応じた分類	有効性	Ⅰ	Ⅲ
	効率性	Ⅱ	Ⅳ

※原則、①の考え方に従い、事業実施型施設は「Ⅰ」に、施設管理型施設は「Ⅳ」に分類し、②の考え方に従い、分類を変更することとする。

出所：「指定管理者候補選定マニュアル」を基に監査人作成

② 審査基準の作成

所管局は、各施設が分類された施設類型（Ⅰ～Ⅳ）と施設の目的・機能及び審査項目を踏まえ、施設分類ごとの配点表をもとに各審査項目及びその配点（ウエイト）を決定する。審査項目の評価レベルは5段階評価となっており、評価レベルに応じた乗率を算出する仕組みとなっている。また、地元団体に対する優遇措置や、優秀指定管理者に対する優遇措置の加算もある。各審査項目の得点及び合計得点の算出方法は次のとおりである。

【各審査項目の得点及び合計得点の算出方法】

各審査項目の得点	各審査項目の配点（ウエイト）×評価レベル（乗率）
合計得点	各審査項目の合計点。合計得点は100点満点となるように設定する。

【各施設分類ごとの配点表】

審査項目	施設分類			
	I	II	III	IV
1 指定管理者としての適性	15	15	15	15
(1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針	5	5	5	5
(2) 安定的な人的基盤や財政基盤	5	5	5	5
(3) 実績や経験など	5	5	5	5
2 管理者運営計画の適確性	85	85	85	85
【有効性】	40	35	30	25
(1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み	30	25	20	15
(2) 利用者の満足向上	10	10	10	10
【効率性】	25	30	35	40
(3) 指定管理料及び収入	15	20	25	30
(4) 収支計画の妥当性及び現実可能性	10	10	10	10
【適正性】	20	20	20	20
(5) 管理運営体制など	10	10	10	10
(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など	10	10	10	10
計	100	100	100	100

【審査項目ごとの採点】

評価レベル	乗率	評価レベルの考え方
5	100%	特に優れている（市の要求水準を大幅に上回っている、高度な能力を有している）
4	80%	優れている（市の要求水準を上回っている、十分な能力を有している）
3	60%	普通（市の要求水準を満たしている、一応の能力を有している）
2	40%	多少不十分である（市の要求水準を下回っている、多少能力が乏しい）
1	20%	不十分である（市の要求水準を大幅に下回っている、能力が乏しい）
0	0%	劣っている（能力がほとんどなく、任せることに不安がある）

【地元団体に対する優遇措置】

区分	基準	優遇措置の内容
市内団体	本社又は本店が市内にある団体	総合得点に3点加算する。
準市内団体	市内にある支店、営業所等の長等に基本協定締結等に関する権限を委任しており、法人市民税の均等割の課税対象となっている団体	総合得点に2点加算する。

【優秀指定管理者に対する優遇措置】

評価結果	最終審査時における優遇措置の内容
「SS」評価	総合得点に8点加算する。
「S」評価	総合得点に5点加算する。
「A」評価	総合得点に3点加算する。

出所：「指定管理者候補選定マニュアル」

③ 検討会開催の準備等

所管局は、指定管理者に指定しようとする団体の選定に際し、募集する施設（グループ）ごとに「指定管理者検討会（以下、「検討会」という。）」を開催する。検討会の開催にあたり、所管局は、「検討会の開催に関する要綱」を定め、学識経験者等の第三者である構成員の選任等を行う。

所管局は、募集対象となっている施設（あるいは施設群）ごとに、検討会を設置する。また、市職員以外の、当該施設の管理運営や利用、財務会計等に精通している者の中から、知識や経験等を見極めたうえで、若干名を選任する。

ただし、応募団体と利害関係があることが判明した場合は、当該構成員を変更する。

④ 学識経験者等による検討（検討会の開催）

書類審査に加えて、応募団体からヒアリングを行い、選定基準に従って各構成員が採点を行う。

⑤ 指定管理者候補の決定

所管局は、検討会での検討結果を参考に、指定管理者候補として最も適切と認める応募団体を指定管理者候補として決定する。

⑥ 選定結果の公表

指定管理者候補の決定後、速やかに応募団体に対して選定結果を通知する。その後、議会への情報提供を行い、ホームページによる公表を行う（指定概要・指定の経緯・選定方法・検討会構成員〔氏名・肩書き〕・選定基準・審査結果〔各構成員及び検討会の評価レベル〕・選定結果・提案額・各応募団体の名称及び提案概要・検討会の会議録）。

条件付き公募施設については、競争原理によるマネジメントが困難であり、市民への説明責任の観点から、より透明性を高める必要があるため、提案書及び収支計画書についても公表する。

(4) 指定管理者の評価

市は「指定管理者評価マニュアル」に、次のとおり、指定管理者を選定するに当たっての基本的な考え方を示している。

【指定管理者選定に当たっての基本的な考え方】

(1) 施設特性の把握と反映

指定管理者制度導入施設は、その設置目的や機能が様々であり、指定管理者に求められる役割も施設管理的なものから、サービス提供や事業振興、啓蒙啓発など多岐にわたっている。このため、評価は、施設の特長や評価対象である指定管理者の行う事業・業務の特性に応じて実施する必要がある。すなわち、施設や指定管理者の行う事業・業務の特性に応じて評価基準が異なることから、施設の特長等を分析、把握し、体系化するとともに、評価項目、評点配分（ウエイト）及び採点などにおいてきめ細かな配慮が必要となる。

出所：「指定管理者評価マニュアル」

ア. 評価の視点、評価項目・ポイント

① 評価の視点

市は、指定管理者の評価は、指定管理者制度の主な目的が「施設の設置目的の達成（市民サービスの向上など）」と「経費の低減」であるとともに、公の施設として適正な管理運営が求められることを考慮し、次の3つの視点で行うこととしている。

【指定管理者候補の評価の視点】

視点1：施設の設置目的が十分に達成できたか【有効性】

視点2：経費の低減等の効果があったか【効率性】

視点3：公の施設に相応しい適正な施設の管理運営が行われたか【適正性】

出所：「指定管理者評価マニュアル」

② 評価項目・ポイント

市は、評価の視点に基づく評価項目及び評価の際のポイントを、次のとおり定めている。

【評価項目・ポイント】

視点1 施設の設置目的の達成（有効性の向上）に関する取組み【有効性】

項目1 施設の設置目的の達成

[ポイント]

- 計画に則って施設の管理運営等が適切に行われたか。また、施設を最大限活用して、施設の設置目的に沿った成果を得られているか(目標を達成できたか)。
- 利用促進を目的としている施設の場合、施設の利用者の増加や利便性を高めるための取り組みがなされ、その効果があったか。
- 複数の施設を一括して管理する場合、施設間の有機的な連携が図られ、その効果が得られているか。
- 施設の設置目的に応じた効果的な営業・広報活動がなされ、その効果があったか。

項目2 利用者の満足度

[ポイント]

- 利用者アンケート等の結果、施設利用者の満足が得られているか。
- 利用者の意見を把握し、それらを反映させる取り組みがなされたか。
- 利用者からの苦情に対する対応が十分に行われたか。
- 利用者への情報提供が十分になされたか。
- その他サービスの質を維持・向上するための具体的な取り組みがなされ、その効果があったか。

視点2 効率性の向上に関する取組み【効率性】

項目1 経費の低減等

[ポイント]

- 施設の管理運営（指定管理業務）に関し、経費を効率的に低減するための十分な取組みがなされ、その効果があったか。
- 清掃、警備、設備の保守点検などの業務について指定管理者から再委託が行われた場合、それらが適切な水準で行われ、経費が最小限となるような工夫がなされたか。
- 経費の効果的・効率的な執行がなされたか。

項目2 収入の増加

[ポイント]

- 収入を増加するための具体的な取組みがなされ、その効果があったか。

視点3 公の施設に相応しい適正な管理運営に関する取組み【適正性】

項目1 施設の管理運営（指定管理業務）の実施状況

[ポイント]

- 施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員の配置が合理的であったか。
- 職員の資質・能力向上を図る取組みがなされたか(管理コストの水準、研修内容など)。
- 地域や関係団体等との連携や協働が図られたか。

項目2 平等利用、安全対策、危機管理体制など

[ポイント]

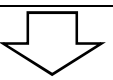




- 施設の利用者の個人情報保護のための対策が適切に実施されているか。
- 利用者を限定しない施設の場合、利用者が平等に利用できるよう配慮されていたか。
- 利用者が限定される施設の場合、利用者の選定が公平で適切に行われたか。
- 施設の管理運営（指定管理業務）に係る収支の内容に不適切な点はないか。
- 日常の事故防止などの安全対策が適切に実施されているか。
- 防犯、防災対策などの危機管理体制が適切であったか。
- 事故発生時や非常災害時の対応などが適切であったか。

出所：「指定管理者評価マニュアル」

イ. 業務フロー

市は、「指定管理者評価マニュアル」に、次のとおり、評価作業フロー図を示している。

【評価作業フロー図】

所 管 局 の 評 価	施設の類型化	施設類型 I～IVのどこに分類されるかを決定	公募前	
	 選定基準の作成 	以下を踏まえ選定基準を作成 ① 施設分類ごとの配点表 ② 施設の目的・機能 ③ 評価項目 ※必要に応じて評価項目の加除修正、配点の変化など		有
	評価に必要なデータをとりとまとめ 	下記のデータをとりとまとめ ① 事業報告書 ② 利用者アンケート ③ 施設の維持管理及び経理事務処理に関するモニタリング ④ 指定管理者からの意見聴取 ※目的の達成状況	2～4月	※必要に応じて協議 無
	所管局の評価 	① 多段階評価（選定前・中間）（SABCDE）又は ② 所見評価 ※評価に当たっては、全体調整の観点から行政経営室が修正の指示をすることがある	① 4～5月 ② 4～7月	
評価に関する検討会議による検証	【選定前評価及び条件付き公募に係る評価】 評価に関する検討会議から評価の検証を受ける	6～7月	有	
 評価結果の公表	○各所管局のHPで評価結果を公表 ○総務企画局行政経営室のHPで一覧表を公表 ○議会への情報提供 ○評価結果の通知	8月～		

出所：「指定管理者評価マニュアル」

① 施設の類型化

選定作業と同様に決定する。（「(3) 指定管理者候補の選定 イ. 業務フロー ①施設の類型化」参照。）

② 評価基準の作成

所管局は、多段階評価又は所見評価を行うため、各施設が位置づけられた施設類型（I～IV）と施設の目的・機能及び評価項目を踏まえ、評価基準を作成する。

【評価基準】

種類	利用目的	評価方法
多段階評価	施設の業務改善に反映、次回選考の際の参考とする。	評価項目ごとに採点を行い、最終的に統合する。
所見評価	施設の業務改善に反映する。	評価項目ごとの評価及び最終的な総合評価を文章のみで行う。

出所：「指定管理者評価マニュアル」を基に監査人作成

多段階評価では採点を行うため、次の「施設分類ごとの配点表」を基に各評価項目の配点（ウエイト）を決定する。評価項目の評価レベルは5段階評価となっており、評価レベルに応じた乗率を算出する仕組みとなっている。各評価項目の得点及び合計得点の算出方法は次のとおりであり、合計得点に応じた評価ランクを決定することとなる。

【各評価項目の得点及び合計得点の算出方法】

各評価項目の得点	各評価項目の配点（ウエイト）×評価レベル（乗率）
合計得点	各評価項目の合計点。合計得点は100点満点となるように設定する。

【ランク設定】

ランク	総合評価の結果	合計得点
S	特に優れていると認められる。	90点以上
A	優れていると認められる。	80点以上 90点未満
B	やや優れていると認められる。	70点以上 80点未満
C	適正であると認められる。	60点以上 70点未満
D	努力が必要であると認められる。	50点以上 60点未満
E	かなりの努力が必要であると認められる。	50点未満

注）S評価のうち、特に優秀な事業者をSS評価とする。

【施設分類ごとの配点（ウエイト）表】

審査項目	施設分類	施設分類			
		I	II	III	IV
1 施設の設置目的の達成に関する取組み		50	45	40	35
	(1) 施設の設置目的の達成	35	30	25	20
	(2) 利用者の満足度	15	15	15	15
2 効率性の向上等に関する取組み		30	35	40	45
	(3) 経費の低減等	20	25	30	35
	(4) 収入の増加	10	10	10	10
3 公の施設に相応しい適正な管理運営に関する取組み		20	20	20	20
	(5) 管理運営の実施状況	10	10	10	10
	(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など	10	10	10	10
	計	100	100	100	100

【評価項目ごとの採点】

評価レベル	乗率		評価レベルの考え方
5	100%	良い	要求水準を大幅に上回り、特に優れた管理運営がなされている
4	80%	↑	要求水準を上回り、優れた管理運営がなされている
3	60%	普通	要求水準を満たしており、適正に管理運営がなされている
2	40%	↓	要求水準を下回る管理運営がなされている
1	20%		要求水準を大幅に下回る管理運営がなされている
0	0%	適切でない	不適切な管理運営がなされている

出所：「指定管理者評価マニュアル」

③ 評価に必要なデータのとりまとめ

評価に必要な資料として、次のとおり例示されている。なお、所管局において、これとは別に追加することができる。

【評価に必要な資料】

- (1) 指定管理者からの事業報告（必要な現地調査を含む）
- (2) 施設を利用する市民等の評価・満足度（利用者アンケート等）
- (3) 施設の維持管理及び経理事務処理に関するモニタリングの結果
- (4) 指定管理者からの意見聴取

出所：「指定管理者評価マニュアル」

④ 所管局の評価

評価基準及び「③評価に必要なデータ」を用いて、所管局は、自己評価を行う。

評価後、所管局は、総務企画局行政経営室に評価シート等の資料を提出する。総務企画局行政経営室は所管局から提出された資料を基に、全体調整の観点から評価し、必要に応じて所管局に評価の修正指示を行う。

⑤ 評価に関する検討会議による検証

「北九州市指定管理者の評価に関する検討会議開催要綱」に基づき、本市の公の施設に係る指定管理者の評価に関する事項について客観性及び公平性を確保するため、「指定管理者の評価に関する検討会議」（以下、「評価検討会議」という。）を開催する。

評価検討会議の所掌事務及び構成は、次のとおりである。

【評価検討会議の所掌事務及び構成】

- 所掌事務：次の事項に関して意見等を述べる。
 - (1) 所管局等が行う、指定管理者の評価に関すること
 - (2) 指定管理者評価制度に関すること
 - (3) 検討会議の運営に関して必要なこと
 - (4) その他、指定管理者の評価に関すること
- 構成：学識経験者等10名以内の委員により構成する。

なお、専門的な見地からの意見聴取が特に必要であるときは、臨時構成員を置くことができる。

出所：「指定管理者評価マニュアル」

⑥ 評価結果の公表

評価検討会議での検討結果を参考に、市は、評価結果を確定する。また、今後の施設の管理運営に活かすため、評価結果を指定管理者へ通知し、議会への情報と併せて、ホームページに公表する。

第3 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

1. 監査対象の選定

市には、公の施設が527施設あり、そのうち、平成26年4月1日現在275施設(52.2%)について指定管理者制度が導入されている。

今回、市民に対する影響度を考慮し、施設の利用者が多い施設である施設群(市民会館等の文化施設、総合体育館等のスポーツ施設、小倉城等の観光施設、自転車駐車場等の交通施設、響灘緑地等の公園施設)を選定した。

その上で、選定した施設群から、次の視点に基づき、監査対象とする施設を抽出した。

- ・ 施設を比較対照する観点から、指定管理者の法人形態について、市の出資法人、株式会社、公益法人、特定非営利活動法人(NPO法人)等の形態を網羅できること
- ・ 監査の独立性の観点から、指定管理者に対し、監査人並びに監査人補助者及び補助者の属する法人が監査等の業務を提供していない法人等であること

監査対象とした施設は、次のとおりであり、施設数は、111施設(施設全体の21%、指定管理者制度導入施設の40%)である。

【対象とした公の施設の一覧】

No	施設名	施設数	指定管理料 (千円) (注1)	利用者数 (人) (注1)	現指定管理者 の法人形態	所管部局
1	市民会館 (門司、若松、八幡)	3	195,517	178,328	共同事業体 (株式会社)	市民文化 スポーツ局
2	戸畑市民会館	1	123,328	126,344	社会福祉法人	市民文化 スポーツ局
3	勤労青少年ホーム (門司、若松、八幡西)	3	74,000	97,522	社会福祉法人 (市出資団体)	保健福祉局
4	子どもの館、子育てふ れあい交流プラザ	2	262,216	1,246,697	NPO法人	子ども家庭局
5	総合体育館等 37スポーツ施設	37	534,337	1,292,244	公益財団法人	市民文化 スポーツ局
6	門司体育館等 27スポーツ施設	27	292,610	695,331	共同事業体 (株式会社)	市民文化 スポーツ局
7	北九州市民球場等 2スポーツ施設	2	78,878	133,357	株式会社 (市出資団体)	市民文化 スポーツ局
8	本城球場等 3スポーツ施設	3	59,637	201,521	共同事業体 (株式会社)	市民文化 スポーツ局
9	商工貿易会館	1	70,390	(注2)1,118	特別法の法人	産業経済局
10	小倉城 小倉城庭園	2	98,000	179,106	株式会社 (市出資団体)	産業経済局
11	自転車駐車場	22	213,819	1,927,429	公益社団法人	建設局
12	市営駐車場(注3)	3	12,542	42,366	公益社団法人	建築都市局
13	自転車貸出し施設	1	4,152	3,073	公益社団法人	建設局
14	門司麦酒煉瓦館	1	—	14,033	NPO法人	建築都市局
15	響灘緑地 (グリーンパーク)	1	402,896	381,449	共同事業体 (株式会社)	建設局
16	山田緑地	1	61,896	68,432	共同事業体	建設局
17	白野江植物公園	1	52,000	63,474	株式会社	建設局
計 17 施設群		111	2,536,218	6,651,824		

注1) 指定管理料及び利用者数は、平成25年度決算又は年間の実績数値である。

注2) 商工貿易会館の利用者数は、利用件数である。

注3) 市営駐車場については、今回の監査対象の3施設のうち、平成25年度の指定管理対象施設は1施設(中央町駐車場)のみであり、指定管理料及び利用者数は中央町駐車場のみの数値である。なお、市営駐車場の利用者数は、利用台数である。

出所：評価結果等を基に監査人作成

また、各施設における指定管理者の選定方法、分類等をまとめると、次のとおりである。
 選定方法等の詳細については、「第2 4. (3) 指定管理者候補の選定」に記載している。

【各施設における指定管理者の選定方法等】

No	施設名	選定方法	分類	利用料金制	インセンティブ制	ペナルティ
1	市民会館 (門司、若松、八幡)	公募	事業実施型	非利用料金制	なし	なし
2	戸畑市民会館	公募	事業実施型	非利用料金制	なし	なし
3	勤労青少年ホーム (門司、若松、八幡西)	条件付き公募	事業実施型	一部利用料金制	なし	なし
4	子どもの館、子育てふれあい交流プラザ	公募	事業実施型	一部利用料金制	なし	なし
5	総合体育館等37スポーツ施設	公募	事業実施型	非利用料金制	なし	なし
6	門司体育館等27スポーツ施設	公募	事業実施型	非利用料金制	なし	なし
7	北九州市民球場等2スポーツ施設	公募	事業実施型	非利用料金制	なし	なし
8	本城球場等3スポーツ施設	公募	事業実施型	非利用料金制	なし	なし
9	商工貿易会館	公募	施設管理型	非利用料金制	なし	なし
10	小倉城、小倉城庭園	公募	事業実施型	一部利用料金制	なし	なし
11	自転車駐車場(22か所)	公募	施設管理型	非利用料金制	なし	なし
12	市営駐車場(中央町、折尾駅前、黒崎駅西)	公募	施設管理型	非利用料金制	あり	あり
13	自転車貸出し施設	公募	施設管理型	非利用料金制	なし	なし
14	門司麦酒煉瓦館	公募	事業実施型	完全利用料金制	なし	なし
15	響灘緑地 (グリーンパーク)	公募	事業実施型	一部利用料金制	なし	なし
16	山田緑地	公募	事業実施型	一部利用料金制	なし	なし
17	白野江植物公園	公募	事業実施型	一部利用料金制	なし	なし

出所：各施設の指定管理者制度導入施設概要及び選定結果を基に監査人作成

2. 監査の視点

監査を行うに当たっては、次のとおり監査要点を定め監査を行った。

(1) 【合規性】公の施設に関する事務が法令等に則り適正に行われているか。

- ▶財務事務を行う根拠となる規則、要綱等（以下「根拠規則等」という。）が整備されているか。
- ▶根拠規則等が現在の公の施設を取り巻く環境に応じたものとなっているか。
- ▶法令及び根拠規則等に沿った公の施設の運営、管理、事務手続がなされているか。
- ▶指定管理者の選定手続きが法令及び根拠規則等に則ったものとなっているか。
- ▶指定管理者の募集は公募が原則とされている以上、条件付き公募または非公募による指定管理者の選定がなされる場合は、その理由が合理的なもので明確な説明がなされているか。
- ▶指定管理の協定書の内容が条例・募集要項等に基づいた内容となっているか。
- ▶指定管理業務について毎年度終了後、事業報告書が適切に提出されているか。

(2) 【必要性】現在の公の施設を取り巻く環境を踏まえ、公の施設の運営、管理の内容が市民等のニーズに合致しているか。

- ▶公の施設としての運営の必要性が適切に検討されているか。
- ▶公の施設に係る予算について、その金額の必要性は検討されているか。

(3) 【経済性、効率性及び有効性】市の全体最適の視点から、公の施設に関する有効な手段及び内容となっているか。また、事務の執行は効率的に実施されているか。さらに、費用対効果を踏まえた検討が行われているか。

- ▶応募者の中で、最も指定管理者として適切な者が選考されているか。
- ▶指定管理について、利用者数等の数値目標が適切に設定され、指定管理者のモチベーションの向上に資するものになっているか。
- ▶利用者数の変動や数値目標に対する達成度合いについて、要因分析を行ったうえで適切に指定管理者の評価に反映されているか。
- ▶北九州市指定管理者評価マニュアル記載の「有効性」、「効率性」、「適正性」という評価の視点に立ち、指定管理者の評価を適切に行っているか。
- ▶指定管理者に対する年度ごとの評価が、業務に適切に反映されているか。
- ▶指定管理者のモニタリングを適切に行っているか。（「北九州市指定管理者制度ガイドライン」では、少なくとも施設の維持管理に係るモニタリングを年に2回、経理事務処理に係るモニタリングを年に1回実施することを求めている。）
- ▶公の施設について、利用料金の設定は適切か。
- ▶指定管理業務に係る収入・支出の金額は適切か。

(4) 【その他】過去に実施された行政監査、包括外部監査等の結果に係る措置等が周知徹底されているか。

- ▶過去の発見事項と同様の不備事項がないか。

3. 監査手続の流れ

監査の実施に当たっては、次の手順で監査を行った。

① 概要の把握

公表されている公の施設に関する規則、要綱等及び指定管理者制度の運用に関するガイドライン等を閲覧した。

市における指定管理者制度全般の所管部署である総務企画局行政経営室に対し、概要を把握するため、指定管理者制度導入の状況及び課題等について担当者への質問を行った。

また、監査対象とした公の施設に関する概要を把握するため、当該施設の各所管部署に対して概要を整理した資料を事前に作成依頼して入手した。

② 監査対象とした公の施設の管理に関する文書等の査閲及び担当者への質問

公の施設の管理に関する事務手続等について、所管部署の担当者への質問及び関連する文書等の査閲を行い、市の条例等への準拠性をはじめ、各監査要点について検討した。

所管部署における文書の査閲及び質問は、次のとおり実施している。

【文書査閲及び質問の実施状況】(所管部署)

実施期日 (平成 26 年)	対象所管部署	対象施設
7 月 9 日	総務企画局 行政経営室	(全体概要把握のための予備調査)
8 月 4 日～5 日	市民文化スポーツ局 文化政策課	市民会館 (門司、若松、八幡) 戸畑市民会館
	産業経済局 新成長戦略推進室産業政策課	商工貿易会館
	産業経済局 観光にぎわい部観光・コンベンション課	小倉城、小倉城庭園
8 月 6 日～7 日	保健福祉局 総務部総務課	勤労青少年ホーム
	建設局 道路維持課	自転車駐車場 自転車貸出し施設
8 月 18 日～19 日	子ども家庭局 子ども家庭政策課	子どもの館、 子育てふれあい交流プラザ
	建築都市局 都市交通政策課	市営駐車場
	建築都市局 区画整理課	門司麦酒煉瓦館
8 月 20 日～21 日	市民文化スポーツ局 スポーツ振興課	総合体育館等 37 スポーツ施設 門司体育館等 27 スポーツ施設 北九州市民球場等 2 スポーツ施設 本城球場等 3 スポーツ施設
	建設局 公園管理課	響灘緑地 山田緑地 白野江植物公園

③ 施設の現地調査

公の施設の状況を把握するため、次の日程で各施設へ行き、管理状況等の現地調査を実施した。

なお、日程の都合上、複数施設を同一の指定管理者が管理している場合は、一部の施設のみ調査している。また、小倉城は改修中のため調査していない。

【施設現地調査の実施状況】

実施期日 (平成 26 年)	対象施設名
8 月 27 日	市民会館（門司）、勤労青少年ホーム（門司）、子育てふれあい交流プラザ、門司体育館、自転車駐車場（門司港駅前、小倉駅前北口）、門司麦酒煉瓦館、白野江植物公園
8 月 28 日	市民会館（八幡）、勤労青少年ホーム（八幡西）、子どもの館、総合体育館、北九州市民球場、自転車駐車場（折尾駅前）、市営駐車場（中央町、黒崎駅西、折尾駅前）、山田緑地
8 月 29 日	市民会館（若松）、戸畑市民会館、勤労青少年ホーム（若松）、本城球場、商工貿易会館、自転車駐車場（戸畑駅前）、響灘緑地

④ 指定管理者における文書等の査閲及び担当者への質問

指定管理者における事務処理、経理処理事業の実施状況等について、次の日程により、指定管理者の事務所へ行き、関係書類を査閲するとともに担当者への質問を行った。

【文書査閲及び質問の実施状況】（指定管理者等）

実施期日 (平成 26 年)	対象指定管理者等	対象施設
9 月 16 日	公益社団法人北九州市シルバー人材センター	自転車駐車場 市営駐車場 自転車貸出し施設
	NPO法人子ども未来ネットワーク北九州	子どもの館、 子育てふれあい交流プラザ
9 月 17 日	内山緑地建設株式会社	白野江植物公園
	社会福祉法人北九州市福祉事業団	勤労青少年ホーム
9 月 22 日	社会福祉法人北九州市社会福祉協議会	戸畑市民会館
9 月 26 日	スポーツパークパートナーズ本城共同事業体	本城球場等 3 スポーツ施設
10 月 14 日	北九州野球株式会社	北九州市民球場等 2 スポーツ施設
10 月 15 日	北九州まちづくり応援団株式会社	小倉城、小倉城庭園
10 月 16 日	北九州商工会議所	商工貿易会館
10 月 17 日	NPO法人門司赤煉瓦倶楽部	門司麦酒煉瓦館
	共同企業体グループ A 2 K	市民会館（門司、若松、八幡）
10 月 21 日	コナミスポーツ&ライフ・日本管財共同事業体	門司体育館等 27 スポーツ施設
10 月 23 日	公益財団法人北九州市体育協会	総合体育館等 37 スポーツ施設

4. 監査の結果（指摘）及び意見の概要

「2. 監査の視点」に基づいて実施した監査結果及び意見の概要は、次のとおりである。なお、詳細については、次の「5. 施設別の監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見」で述べる。

また、全庁的な課題に対する意見を「第4 全庁的な観点からの意見」において、6項目述べる。

なお、「監査の結果」は、主として合规性の観点からの指摘事項であり、「監査の意見」は、指摘事項には該当しないが、必要性並びに経済性、効率性及び有効性（以下、「有効性等」という。）の観点から、監査人が必要と認めて述べる見解である。

（1）施設別の監査の結果（指摘）及び意見の件数

施設別の監査の結果（指摘）及び意見の件数は次のとおりである。

【施設別の監査の結果（指摘）及び意見の件数】

施設名	結果	意見	ページ
(1) 市民会館（門司、若松、八幡）	1件	1件	38～41
(2) 戸畑市民会館	なし	1件	42～43
(3) 勤労青少年ホーム（門司、若松、八幡西）	2件	2件	44～51
(4) 子どもの館、子育てふれあい交流プラザ	1件	1件	52～57
(5) 総合体育館等 37 スポーツ施設	なし	4件	58～65
(6) 門司体育館等 27 スポーツ施設	なし	5件	66～72
(7) 北九州市民球場等 2 スポーツ施設	1件	2件	73～76
(8) 本城球場等 3 スポーツ施設	なし	2件	77～80
(9) 商工貿易会館	なし	3件	81～84
(10) 小倉城、小倉城庭園	なし	1件	85～87
(11) 自転車駐車場	なし	2件	88～92
(12) 市営駐車場（中央町、折尾駅前、黒崎駅西）	なし	1件	93～95
(13) 自転車貸出し施設	なし	1件	96～97
(14) 門司麦酒煉瓦館	なし	2件	98～100
(15) 響灘緑地（グリーンパーク）	1件	1件	101～105
(16) 山田緑地	なし	3件	106～110
(17) 白野江植物公園	なし	1件	111～112
計	6件	33件	

(2) 施設別の監査の結果（指摘）及び意見の項目

施設別の監査の結果（指摘）及び意見の項目は、次の表のとおりである。

なお、監査の結果（指摘）に関し、合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった場合、「該当なし」としている。

【施設別の監査の結果（指摘）及び意見の項目】

対象施設、結果及び意見の項目		ページ
(1) 市民会館（門司、若松、八幡）		
結果	①再委託の承認手続の不備について	39
意見	①一部利用料金制の導入について	41
(2) 戸畑市民会館		
結果	該当なし	—
意見	①一部利用料金制の導入について	43
(3) 勤労青少年ホーム（門司、若松、八幡西）		
結果	①指定管理者選定に係る検討会の評価の方法について	45
	②基本協定に基づく業務報告書（月報）の一部未提出について	48
意見	①指定管理者選定に係る公募方式の採用について	49
	②本施設のあり方の検討について	50
(4) 子どもの館、子育てふれあい交流プラザ		
結果	①市発注の工事の手続について	53
意見	①市外からの利用者に対する利用料金の見直し検討について	55
(5) 総合体育館等 37 スポーツ施設		
結果	該当なし	—
意見	①一部利用料金制の導入について	62
	②指定管理者公募単位の見直しについて	63
	③施設管理を委託している運営委員会等に対するルールの明確化について	64
	④利用者アンケートの調査票の見直しについて	65
(6) 門司体育館等 27 スポーツ施設		
結果	該当なし	—
意見	①一部利用料金制の導入について	69
	②指定管理者公募単位の見直しについて	70
	③施設管理を委託している運営委員会等に対するルールの明確化について	70
	④利用者アンケート調査票の見直しについて	72
	⑤指定管理者が実施する施設修繕等に関する費用等の把握について	72
(7) 北九州市民球場等 2 スポーツ施設		
結果	①収支報告書における委託費の計上方法について	74
意見	①一部利用料金制の導入について	74
	②利用者アンケート実施時期及び調査票の見直しについて	75
(8) 本城球場等 3 スポーツ施設		
結果	該当なし	—
意見	①一部利用料金制の導入について	78
	②利用者アンケート実施時期及び調査票の見直しについて	79

対象施設、結果及び意見の項目		ページ
(9) 商工貿易会館		
結果	該当なし	—
意見	①利用実績の集計方法の見直しについて	82
	②利用者アンケートに対する対応状況の報告の受領について	83
	③指定管理者選定時の提案書に対する適切な審査の実施について	84
(10) 小倉城、小倉城庭園		
結果	該当なし	—
意見	①利用者アンケートの実施手法の見直しについて	87
(11) 自転車駐車場		
結果	該当なし	—
意見	①次期指定管理者選定時における選定方法の見直しについて	90
	②自転車ロック後、営業時間外に出庫できる仕組みの導入について	92
(12) 市営駐車場		
結果	該当なし	—
意見	①中央町駐車場施設の中長期的な修繕計画の策定について	95
(13) 自転車貸出し施設		
結果	該当なし	—
意見	①施設利用者の増加策及びあり方の検討について	97
(14) 門司麦酒煉瓦館		
結果	該当なし	—
意見	①施設の中長期的な修繕計画の策定について	99
	②観光資源としての有効活用策の検討について	100
(15) 響灘緑地（グリーンパーク）		
結果	①市発注の修繕工事に係る手続について	102
意見	①指定管理者選定過程における、より慎重な審査及び審査結果等の文書化について	103
(16) 山田緑地		
結果	該当なし	—
意見	①指定管理者選定時の提案書に対する適切な審査の実施について	107
	②指定管理者選定過程における、より慎重な審査及び審査結果等の文書化について	107
	③施設の利用状況の把握及び文書化について	109
(17) 白野江植物公園		
結果	該当なし	—
意見	①基本協定に基づく指定管理者の決算書類の速やかな受領について	112

(3) 全庁的な観点からの監査の意見

全庁的な観点からの監査の意見の項目は次のとおりである。

「第4 全庁的な観点からの意見」で詳細に述べるので、今後の行政運営のために有効活用していただきたい。

1. 市による提案書の審査及び指定管理者に対する補正の機会の付与について
2. 応募・選定に関する更新制の導入検討について
3. 利用料金制の積極的な導入及び利用料金減免に対する精算方式の導入について
4. 本社経費等に関する計上手法のルール化について
5. 指定管理に係る予算と実績の比較検証及びそれを基にした指定管理料水準の見直しについて
6. 指定管理者に対するモニタリングの強化及びその文書化について